

(連結法人が認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合
の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十七条 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同項に規定する特定寄附金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十八条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に生産性向上特別措置法第二十二条第一項の認定を受けたものが当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従つて実施される旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するためには施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第九十九条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定の適用については、次の

表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	十七 第六十八条の十五の 六の二第二項の規定 同	十七 前各号に掲げるものの ほか、法人税の額の計算に 関する特例を定めている規 定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に 類するものとして政令で定 める金額
第六項	十八 前各号に掲げるもの のほか、法人税の額の計 算に関する特例を定めて いる規定として政令で定 める規定 当該各号に定 める金額に類するものと して政令で定める金額	十八 前各号に掲げるもの のほか、法人税の額の計 算に関する特例を定めて いる規定として政令で定 める規定 当該各号に定 める金額に類するものと して政令で定める金額
第八項	、第六十八条の十四の三第 六項及び第六十八条の十五 の六の二第六項	又は第九号

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第一百条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設した同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する情報流通円滑化設備については、なお従前の例による。

4

新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第一百一条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日の前日を含む連結事業年度終了の日において旧租税特別措置法第六十八条の四十四第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を有するもの（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以後に同条第一項に規定する特定施設（その使用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。）の移転を受けるものを含む。）の施行日以後に開始する各連結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」とあるのは「令和五年三月三十日」と、「第五十五条の二第一項」と

あるいは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）

附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の二第一項」と、「おいて同法」とあるのは「おいて金属鉱業等鉱害対策特別措置法」と、「百分の八十」と

あるのは「百分の八十（当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。）」と、同条第二項及び第三項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」と、同条第六項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。）」と、同条第八項から第十項までの規定中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」とする。

2 | 新租税特別措置法第六十八条の四十六第一項及び第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第一百二条 新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同表の第二号、第五号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六

十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号、第六号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第三項の規定の適用がある場合を除き、なお従前の例による。

2 | 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれららの資産に係る旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

3 | 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該連結親法人又はその連結子法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から新租税特別措置法第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第十四項（新租税特別措置法第六十八条の七十九第十九項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第一百三条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項及び第三十一項の規定は、施行日以後に同条第二十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来した法人税又

は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項及び第三十一項の規定については、同条第二十八項中「七年」とあるのは、「六年」と、「及び第四項並びに」とあるのは「から第五項まで及び」と、「租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」（とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第一百三条（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」とあるのは「及び令和二年改正法附則第一百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「同法第六十八条の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第一百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」と、「（租税特別措置法」とあるのは「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第一百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、「租税特別措置法」とあるのは「（令和二年改正法附則第一百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、同条第三十一項中「第二十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法」とあるのは「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一百三条の規定により読み替えて適用される第二十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法」と、「租税特別措置法」とあるのは「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第一百三条（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）の規定により読み替え

て適用される租税特別措置法」と、「同法第六十八条の八十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第百三条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」とする。

(連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第一百四条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間ににおける新租税特別措置法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中、「第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは、「又は第六十八条の十五の六第七項」とする。

(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第一百五条 新租税特別措置法第六十八条の九十七の規定は、連結親法人の施行日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額（旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号の三に規定する連結欠損金額をいう。以下この条において同じ。）について適用し、連結親法人の施行日前に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2 連結親法人（新租税特別措置法第六十八条の九十七各号に掲げるものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の九十八第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人（新租税特別措置法第六十八条の三十三並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第六十八条の四十第一項及び第四項並びに第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十八第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額（当該金額が当該連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せらるべき金額（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を除く

。) を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額) の合計額(次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。)については、新租税特別措置法第六十八条の九十七の規定は、適用しない。

3 | 特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一条の三十一第一項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4 | 前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額の計算及び同法第八十一条の三十一の規定の適用その他第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置)

第一百六条 旧租税特別措置法第六十八条の百二の二第一項に規定する中小連結法人又はその中小連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置)

第一百七条 新租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項及び第三十一項の規定は、施行日以後に同条第二十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する旧租税特別措置法第六十八条第二十八項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度(施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の百七の二第二十三項において準用する新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。)における新租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項の規定の適用については、

同項の表第六十八条の八十八第二十八項の項中

租税特別措置法	に及び第四項並び	七年	法、租税特別措置	並びに租税特別措置法	法(租税特別措置)	「前条及び租税特別置法」	及び同法	項の	及び租税特別措置法六十八条の八十八第二十八	十八第二十八項
所得	から	六年	の二、租	同法百七並び	の二(租	する条の「前	三項及び	法第七の	及び	八項する得金

特別措置法第六十八条の百七の 十三項（連結法人の連結国外所 額の計算の特例）において準用
同法第六十八条の八十八第二十 六十八条の八十八第二十八項の 二第十三項において準用する同法
租税特別措置法第六十八条の百 二第十三項において準用する同 法第六十八条の百七の二第十 二において準用する同法
同法第六十八条の百七の二第十 二において準用する同法
同法第六十八条の百七の二第十 二及び租税特別措置法第六十八 百七の二第十三項において準用 する同法
税特別措置法第六十八条の百七 第十三項において準用する同法
に租税特別措置法第六十八条の 二第十三項において準用する

とあるのは

第六十八條の八 租税特別措置法	「八項」と の八十八第二十 八項の	同法第六十八條 の八十八第二十 八項の	及び租税特別措 置法第六十八條 の八十八第二十 八項の				第六十八條の八 租税特別措置法
によ り 令 和 に よ う。	十八 用 す 八 条 て 適 附 則 若 し 五 項 の 三 項 別 措 によ 令 和 に お の 連 る 経 國 結 う。	十八 第 十 税 特 規 定 及 び 八 十 八 条 て 適 る 経 國 結 う。	十八 第 十 税 特 規 定 及 び 八 十 八 条 て 適 る 経 國 結 う。	十八 第 十 税 特 規 定 及 び 八 十 八 条 て 適 る 経 國 結 う。	十八 第 十 税 特 規 定 及 び 八 十 八 条 て 適 る 経 國 結 う。	十八 第 十 税 特 規 定 及 び 八 十 八 条 て 適 る 経 國 結 う。	十八 用 す 八 条 て 適 附 則 若 し 五 項 の 三 項 別 措 によ 令 和 に お の 連 る 経 國 結 う。

税特別措置法第六十八条の百七
第十三項において準用する同法

第五項まで及び		
税法等の一部を改正する法律（ 二年法律第 号。以下この おいて「令和二年改正法」とい う附則第二百七条（連結法人の連 外所得金額の計算の特例に 過措置）の規定により読み替え 用される租税特別措置法第六十 の百七の二第十三項（連結法人 の国外所得金額の計算の特例） いて準用する同法第六十八条の		

法 租 税 特 別 措 置	法 (租 税 特 別 措 置)	一 十八 第二 十八 項
十三 特別 定 に 令	第十 税 特 規 定 改 正 の 項 (令 所	三 の 三 項 別 措

八第二十八項（）

令和二年改正法附則第百七条の二により読み替えて適用される租別措置法第六十八条の百七の二三項において準用する同法第六条の八十八第二十八項の

二年改正法附則第百七条の規定り読み替えて適用される租税特置法第六十八条の百七の二第十において準用する同法第六十八条第二十八項」と、同条第中「又は前二項」とあるのは「くは前二項又は令和二年改正法第一百七条の規定により読み替え用される租税特別措置法第六十の百七の二第十三項において準る同法第六十八条の八十八第二項」と

と、同表第六十八条の八十八第三十一

二年改正法附則第一百七条の規定り読み替えて適用される租税特置法第六十八条の百七の二第十において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項

得税法等の一部を改正する法律和二年法律第一号。以下こ及び第三項において「令和二年法」という。」附則第一百七条の二により読み替えて適用される租別措置法第六十八条の百七の二

三項において準用する同法

和二年改正法附則第百七条の規定により読み替えて適用される租税措置法第六十八条の百七の二第二项において準用する同法

項の項中

租税特別措置法

租税特別措置法第六十八条の百七の二第二项（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

第二十八項の規定により読み替えて適用される租税通則法

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第号）附則第二百七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第二项において準用する第二十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法

あるのは

租税特別措置法

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第百七条（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第二项（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

と

と

、「同法第六十八条の百七の二第二十三項」とあるのは「令和二年改正法附則第七条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の百七の二第二十三項」とする。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第一百八条 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）

第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則

第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法

第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の

規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則

第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法

第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の

規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第

百二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法

における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第

一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附

則第一百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場

合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の

四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第

百一十八条第六項又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七

十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十三 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けてい

る同項に規定する受贈者

次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業

相続人とみなして、同条第八項（第二号に係る部分に限る。）、同条第十

九項において準用する新租税特別措置法第七十条の四第十五項、新租税特

別措置法第七十条の六第二十項及び同条第二十一項において準用する新租

税特別措置法第七十条の四第十七項の規定を適用する。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則

第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法に

よる改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受

けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）

第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第一百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百八条第十一項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置)

第一百九条 新租税特別措置法第八十七条の六第二項の規定は、施行日以後に酒税法第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が到来する酒税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

(たばこ税の税率の特例に関する経過措置)

第一百十条 令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであつた新租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する紙巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

(利子税等の割合の特例に関する経過措置)

第一百十一条 新租税特別措置法第九十三条から第九十六条までの規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する同条第一項に規定する利子税等について適用し、同日前の期間に對応する旧租税特別措置法第九十六条に規定する利子税等については、なお従前の例による。

令和三年一月一日前に開始した新租税特別措置法第九十三条第四項第一号に規定する分納期間のうちに同日以後の期間（以下この項において「特例対象期間」という。）がある場合における当該特例対象期間に對応する利子税に係る同条第三項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第四項第二号中「年の」とあるのは「年の所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する特例基準割合又は令和三年の」と「をいう」とあるのは「のうちいづれか低い割合をいう」とする。

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第一百十二条 租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の四年新措置法第四十条の四第一項に規定する事業年度に当該外国関係会社に係る四年旧措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人がある場合における四年新措置法第四十条の四第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「内国法人」とあるのは、「内国法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律 第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の

九十第一項各号に掲げる所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人」とする。

（第十六条の規定による改正に伴う試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第一百十三条 四年新措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第十九項第五号に規定する試験研究費の額には、同号に規定する各事業年度に該当する各連結事業年度（四年旧措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（当該各連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第一百四条 四年新措置法第四十二条の九第二項の規定の適用については、同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第二項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連續して四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する青色申告書（以下附則第百十九条までにおいて「青色申告書」という。）の提出（連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人による旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）

）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の九第二項又は四年旧措置法第四十二条の九第二項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十三第二項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの）を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第一百三十条までにおいて「連結親法人」という。）による連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第一百三十条までにおいて同じ。）の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十三第二項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の九第三項の法人に係るものとする。

四年新措置法第四十二条の九第五項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第一百三十条までにおいて「確定申告書」という。）に四年新措置法第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。

（第十六条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第一百五十五条 四年新措置法第四十二条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する要件適格法人には、四年旧措置法第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る四年旧措置法第六十八条の四十第一項若しく

は第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。次項において同じ。) 若しくは四年旧措置法第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば四年旧措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項の規定の適用を受けたもの(次項において「要件適格連結法人」という。)を含むものとする。

2 | 要件適格連結法人に係る四年新措置法第四十二条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する適用を受ける事業年度は、四年旧措置法第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は四年旧措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する事業年度とする。

(第十六条の規定による改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第一百六十二条 四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定の適用については、同項に規定する超過事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合は、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

2 | 四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定は、四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する超過連結事業年度(次項において「超過連結事業年度」という。)後の各事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度に限る。)において、同条第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額(当該法人に帰せられる金額に限る。)について準用する。

3 | 四年新措置法第四十二条の十三第三項(前項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。)の規定は、超過連結事業年度後の各事業年度の確定申告書に四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書の添付がある場合(当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあっては、連結確定申告書に当